〔追録〕字奈月温泉事件

……大判昭10·10·5 民集14巻1965頁……

[事実の概要]

富山県の黒部渓谷にある宇奈月温泉は、大正の頃、Aが30万円もの巨費を投じて泉源から全長約7.5kmに及ぶ引湯管(当時は木管)を敷設し、温泉営業が開始されたが、後にY鉄道会社に温泉経営が引き継がれた。ところが、この引湯管は、Cが所有する112坪の土地(以下、「本件土地」という)の一部(急傾斜地で2坪ほど)をかすめていた。その後、本件土地は、CからBに譲渡されさらにXがこれを買い受けて所有するに至った。Xは、Yに対して、土地の不法占拠を理由に、引湯管を撤去するか、これができないときは周辺のX所有地(荒地)と合わせて約3,000坪を時価の数十倍で買取るよう求めた。Yがこの要求を拒否したため、Xは、引湯管の撤去を求めて訴えを提起した。なお、AはCから本件土地の利用権限を取得していたようであり、またBもXも、このことを知っていた形跡があった。

第1審・原審ともY勝訴。特に、原審は、引湯管の撤去・迂回は、莫大な費用を要し、仮に迂回させれば湯温の低下や工事中断による減収ひいては宇奈月集落の衰退を招くことから事実上不可能であり、しかも本件土地の価値は二束三文である上、BやXは引湯管の存在を知っていたことを認定して、Xの主張は実質的にみて権利濫用であるとした。

これに対して、Xは、「個人主義的体系ニ基ク財産制度ニ於テハ、所有権ハ絶対的ニ且排他的ニ ニ総括支配力ヲ有シ使用収益処分ノ作用ヲ有スルコト論ヲ俟タス」などと主張して、上告。

〔判旨〕上告棄却

「所有権ニ対スル侵害又ハ其ノ危険ノ存スル以上所有者ハ斯ル状態ヲ除去又ハ禁止セシムル為メ裁判上ノ保護ヲ請求シ得ヘキヤ勿論ナレトモ該侵害ニ因ル損失云フニ足ラス而モ侵害ノ除去著シク困難ニシテ縦令之ヲ為シ得トスルモ莫大ナル費用ヲ要スヘキ場合ニ於テ第三者ニシテ斯ル事実アルヲ奇貨トシ不当ナル利益ヲ図リ殊更侵害ニ関係アル物件ヲ買収セル上一面ニ於テ侵害者ニ対シ侵害状態ノ除去ヲ追リ他面ニ於テハ該物件其ノ他ノ自己所有物件ヲ不相当ニ巨額ナル代金ヲ以テ買取ラレタキ旨ノ要求ヲ提示シ他ノ一切ノ協調ニ応セスト主張スルカ如キニ於テハ該除去ノ請求ハ単ニ所有権ノ行使タル外形ヲ構フルニ止マリ真ニ権利ヲ救済セムトスルニアラス即チ如上ノ行為ハ全体ニ於テ専ラ不当ナル利益ノ掴得ヲ目的トシ所有権ヲ以テ其ノ具ニ供スルニ帰スルモノナレハ社会観念上所有権ノ目的ニ違背シ其ノ機能トシテ許サルヘキ範囲ヲ超脱スルモノニシテ権利ノ濫用ニ外ナラス従テ斯ル不当ナル目的ヲ追行スルノ手段トシテ裁判上侵害者ニ対シ当該侵害状態ノ除去並将来ニ於ケル侵害ノ禁止ヲ訴求スルニ於テハ該訴訟上ノ請求ハ外観ノ如何ニ拘ラス其ノ実体ニ於テハ保護ヲ与フヘキ正当ナル利益ヲ欠如スルヲ以テ此ノ理由ニ依リ直ニ之ヲ棄却スヘキモノト解スルヲ至当トス」。

共同研究:債権法改正を考える

【考察】

1 Xの主張の正当化根拠

Xが本件土地に有する権利は所有権である。所有権は、所有者が「法令の制限内において、自由にその所有物の使用、収益及び処分をする権利」であり(民法206条)、憲法上も財産権として保障されている(明治憲法27条、現行憲法29条)。所有権が侵害された場合、所有者は侵害者に対して侵害の排除を求めることができるとされている(「物権的請求権」という)。したがって、Xの土地をYの引湯管がかすめている状態は所有権侵害にあたり、Xがその排除を求めることは一応正当といえよう。

2 Yの反論の正当化根拠

Yは、Xの被害が僅少であるのに対し、字奈月集落の受ける損害は甚大で、Xの主張は権利濫用にあたると反論した。すなわち、引湯管の撤去・迂回は、莫大な費用を要し、仮に迂回させれば湯温の低下や工事中断による減収ひいては字奈月集落の衰退を招くことから事実上不可能であり、しかも本件土地の価値は二東三文である上、BやXは引湯管の存在を知っていたのだから、Xの主張は実質的にみて権利濫用であるというわけである。

3 裁判所の判断

本判決は、権利者の害意(主観面)に加え、権利行使により権利者が得ようとする利益とそれによってもたらされる相手方や社会の不利益とを比較衡量すべきこと(客観面)の2つの要件を明示し、これらを充足すると権利濫用として権利行使自体が否定されるという法理を打ち立てたといえる。

4 権利濫用法理以外の本件に対する解決策の可能性

AはCから本件土地の利用権限を取得していたようであり、またBもXも、このことを知っていた形跡があった。そこで、ここに「黙示の契約関係(使用貸借ないし賃貸借)」を認め、そうした地位の承継といった見地から本件を見つめ直してみると、Yの利用権限のXへの対抗(Xが事情を知悉して不当な目的を持って本件土地を譲り受けた者と捉えれば、いわゆる背信的悪意者として、「信義則上、契約関係の不存在を主張できない」)という形での解決策もありえたように思われる。

5権利濫用法理の展開過程……本判決以前と以後

権利濫用法理は、権利行使も不法行為になりうるとした判例(大判大8・3・3 民録25輯356頁 =信玄公旗掛松事件)を嚆矢として、本判決や学説の展開を受けて戦後の民法改正により条文に結実した(民法1条3項)。さらに判例は進展し、公益と私益の比較衡量のみで判断する枠組みを採用(客観面を重視)した(最判昭40・3・9 民集19巻2号233頁 = 板付基地事件)。しかし、こうした傾向に対しては、新たに「権利濫用法理の濫用」が問題視されるに至っている。

【参考文献】: 大村敦志「権利の濫用 (1) ―宇奈月温泉事件」潮見佳男 = 道垣内弘人編『民法判例百選 I 〔第7版〕』別冊ジュリ223号 4 頁 (2015年)、河上正二「民法における『権利』の意味」 法セミ582号74頁 (2003年)。

【付記】本追録は、宇奈月温泉にて共同研究合宿を行った際に(2016年2月)、その宿泊地ゆかりの事件として著名な判決を、本来の研究報告(「所有権保留と破産」)の後に、紹介したものである。